

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	吹田市消費生活センター
個人情報ファイルの利用目的	消費生活相談業務のために利用する。
記録項目	1共通項目（受付日、相談種別、相談方法、種別） 2相談概要（受付者、件名、相談概要） 3相談者（相談者氏名、連絡先、住所、性別、職業等） 4契約者（契約者氏名、連絡先、住所等） 5商品・役務情報（商品・役務名、商品別分類、商品キーワード等） 6事業者情報（購入先・契約先名、担当者等） 7契約情報（契約の有無、販売購入形態、信用供与の有無等） 8内容分類・内容等キーワード 9拡損・危害情報（被害者氏名、住所、連絡先等） 10処理結果（完結年月日、処理結果等）
記録範囲	吹田市消費生活センターの相談者及びその関係者
記録情報の収集方法	相談者からの聞き取り等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	独立行政法人国民生活センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 （名 称）吹田市市民部市民総務室（情報公開担当） （所在地）〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（条例での規定なし）	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	